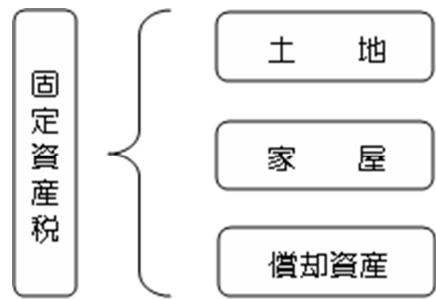


1 債却資産とは

ア) 固定資産税の課税客体のひとつ

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを貸し付けている方、農業をされている方などが、その事業の用に供する構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を債却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。(なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として貸し付けている場合も含まれます。)

債却資産は固定資産税の一種ですが、土地や家屋と異なり登記制度がないため、債却資産の申告に基づいて課税を行っています。



イ) 債却資産の範囲

A) 申告の対象となる資産 (※注)

1月1日現在所有する債却資産で、旭川市内に所在するものです。

- ① 取得価額が10万円以上かつ耐用年数が2年以上の資産で減価償却するもの。
- ② 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満の資産であっても、個別に減価償却資産として計上するもの。
- ③ 租税特別措置法の規定による特別債却等の特例を適用した資産。(取得価額が30万円未満で中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用したものなど。)
- ④ 債却済資産(税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産)
- ⑤ 簿外資産(寄贈によるものなど、帳簿上計上していない資産)
- ⑥ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑦ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ⑧ 建設仮勘定で経理中の資産でも、その一部または全部が令和8年1月1日までに完成し事業の用に供されている資産。
- ⑨ 貸借人(テナント等)が取り付けた家屋の内部造作及び各種設備など。
- ⑩ 道路運送車両法の規定により大型特殊自動車とされるもの。
- ⑪ 国税(所得税、法人税)上、「資本的支出・改良費」として資産計上したもの。(改良を加えた資産本体部とは別の新たな資産の取得として申告する。)
- ⑫ リース資産(資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されているもの)
- ⑬ 割賦買入資産(割賦金が完済していない場合でも、既に事業の用に供されているもの)
- ⑭ 従業員の福利厚生の用に供する資産(例:社宅などに設置された器具備品など)
- ⑮ 清算中の法人が清算事務のために使用しているもの。

※注 地方税法では、減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入しうるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。)とされていますので、赤字のため減価償却していないものや、法人税等を課されない団体等が所有する資産も申告の対象となります。

B) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるもの。(小型特殊自動車を含む。)
- ② 無形減価償却資産(特許権、商標権、コンピューターソフトウェアなど)
- ③ 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満の資産で一時に損金または必要経費に算入したもの。

- ④ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの。
 - ⑤ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満のもの。
 - ⑥ 書画、骨董（減価償却していないもの）、繰延資産（開業費）、棚卸資産（貯蔵品）など。
 - ⑦ 用途廃止資産（将来も使用する可能性はなく、現在維持補修を行っていないもの）
 - ⑧ 申告者自身が所有（登記上の所有者と同一）する家屋及び物置（※）
- ※物置については、基礎（東石等を含む）が無く10m²以下の場合は、償却資産の対象になります。詳しくは17ページを御参照ください。

○償却資産の申告対象になるもの、ならないものについては他にも例がありますので、詳しくは資産税課償却資産係までお問い合わせください。 電話 0166-25-5904（直通）

ウ) 償却資産の種類

固定資産税の課税客体となる償却資産の種類は、「①構築物」、「②機械及び装置」、「③船舶」、「④航空機」、「⑤車両及び運搬具」、「⑥工具、器具及び備品」に分類されます。

税務会計上の減価償却資産の区分と比較すると、次表に示すとおり資産の取り扱いに相違点がありますので、償却資産の申告の際には御注意ください。

なお、業種別のおもな償却資産については19ページの別表1を御参照ください。

おもな償却資産の種類と具体例（税務会計上の取扱との相違点）

資産の種類		内 容	税務会計上の減価償却資産 ○:減価償却可能 ×:減価償却不可	固定資産税上の償却資産 ○:申告が必要 ×:申告が不要
一	建物	賃貸用住宅、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）など	○	×
①構築物	建物附属設備	家屋の所有者以外の者が事業のために施工した造作等	○	○
	構築物	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、受変電設備、自家発電設備、工場の動力配線など	○	△(注1)
②機械及び装置		広告塔、門、塀、舗装、雪庇止め、緑化施設、ビニールハウス、融雪槽、カーポート	○	○
③船舶		各種加工・製造・工作機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む。）、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（パワーショベルなど）、クレーン、コンベヤーなど	○	○
④航空機		モーターボート、漁船など	○	○
⑤車両及び運搬具		飛行機、ヘリコプターなど（ドローンは⑥工具・器具・備品にあたる）	○	○
⑥工具・器具及び備品		特殊自動車、自動車、軽自動車、動力運搬車、貨車など	○	△(注2)
		測定工具、検査工具、草刈り機、机、いす、パソコン、ルームエアコン、陳列ケース、コピー機、金庫、冷蔵庫、自動販売機、医療機器、娯楽機器、理容・美容器具など	○	○

(注1)…①家屋からは独立した機械装置としての性格の強いもの（受変電設備、自家発電設備等）、②家屋自体の効用を高めない特定の生産又は業務用設備（工場の動力配線等）、③施工者と家屋所有者が同一ではない内装や建物附属設備等は償却資産の申告が必要。ただし、レストラン・病院・社員食堂の厨房設備などは、施工者と家屋所有者が同一でも申告が必要。

(注2)…自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税客体であるもの（小型特殊自動車を含む）、及びこれらに属するカーナビゲーションカーステレオ等は申告が不要。

それ以外の大型特殊自動車及びこれに属するものは申告が必要。